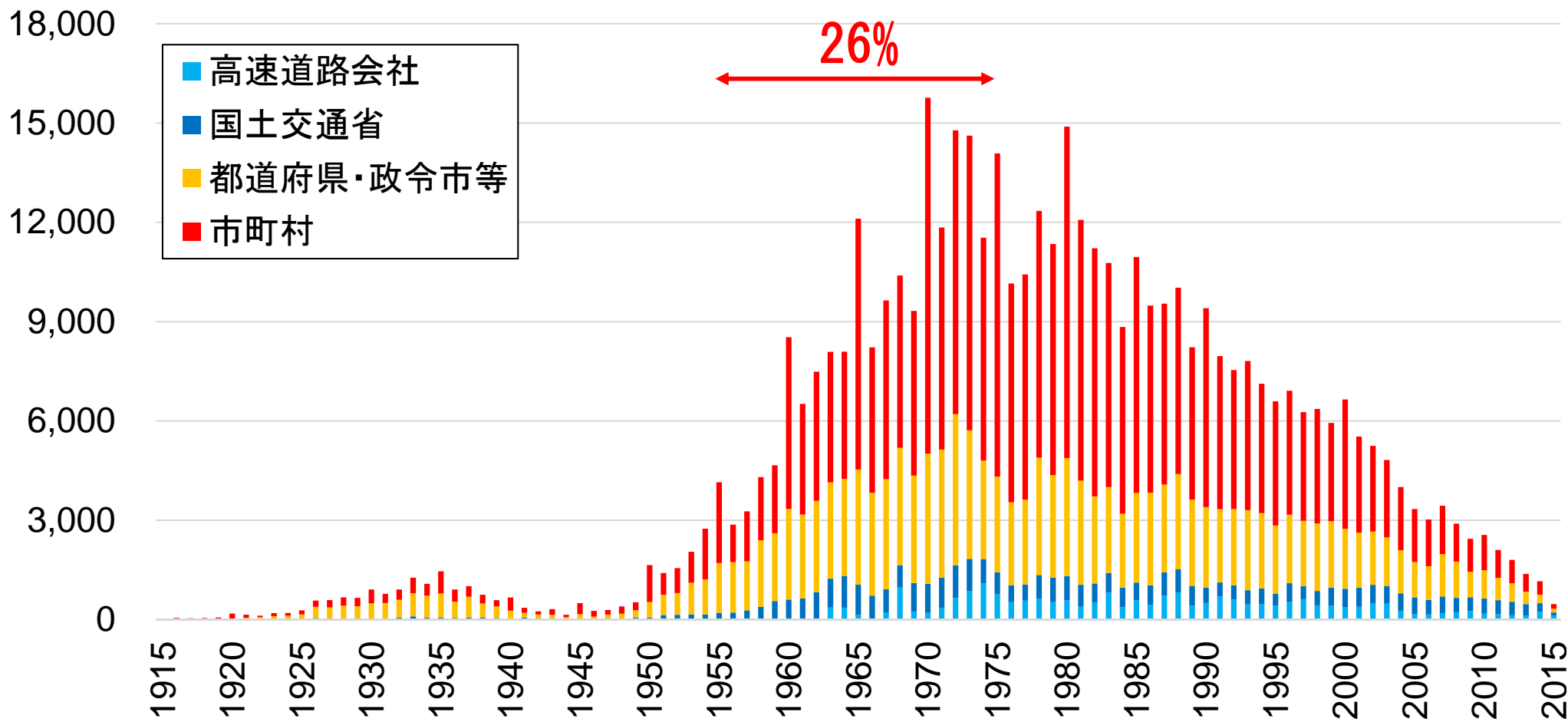


# 道路の老朽化対策について

---

# 建設年度別の橋梁数

○昭和30年から50年にかけて建設された橋梁は全体の約26%であり、今後これらの橋梁の老朽化が懸念される。

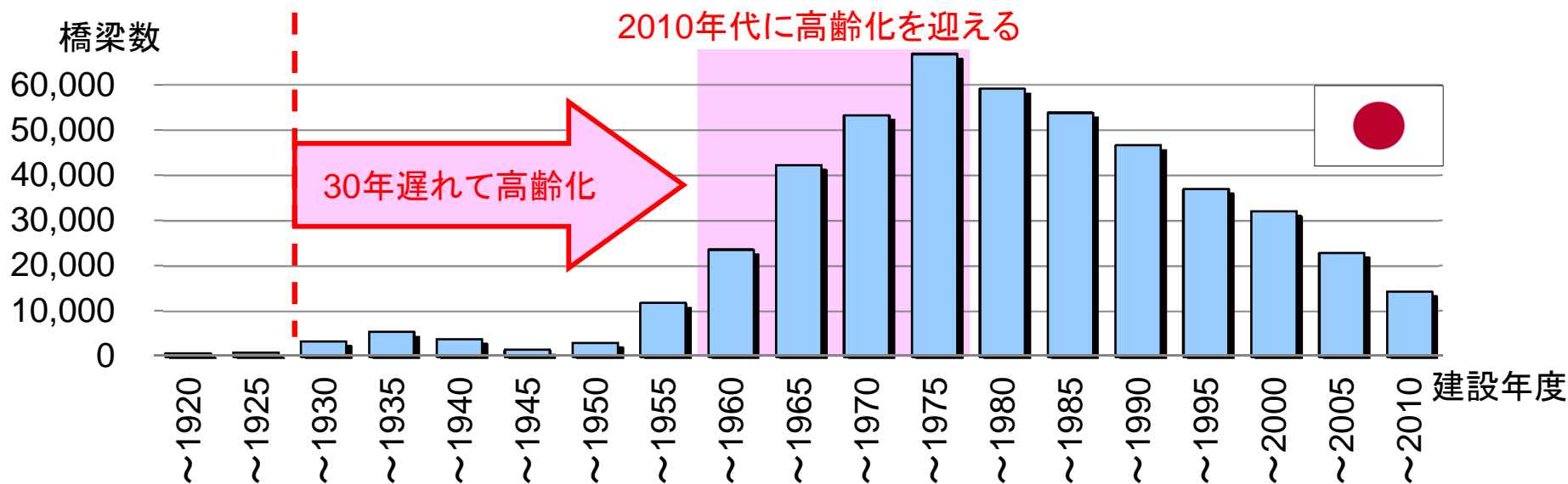
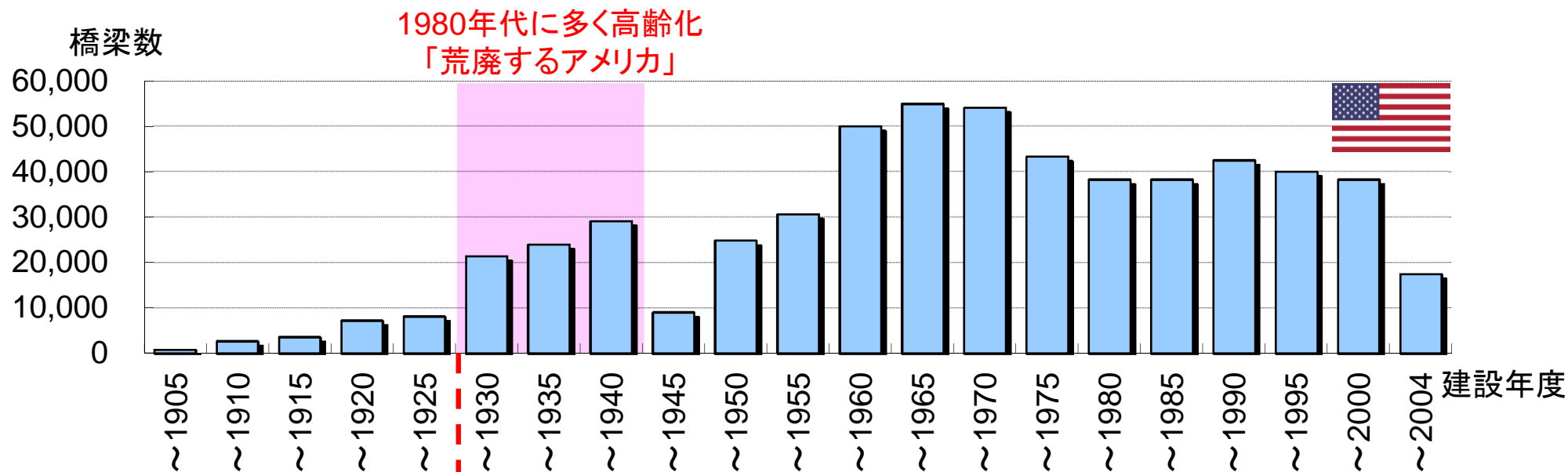


※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

※市町村には特別区を含む 【出典】道路局調べ(H27.12時点)

# 橋梁の老朽化の現状

- 米国では1980年代に多くの道路施設が高齢化 「荒廃するアメリカ」
- 日本でも2010年代以降に多くの道路施設が高齢化を迎える。

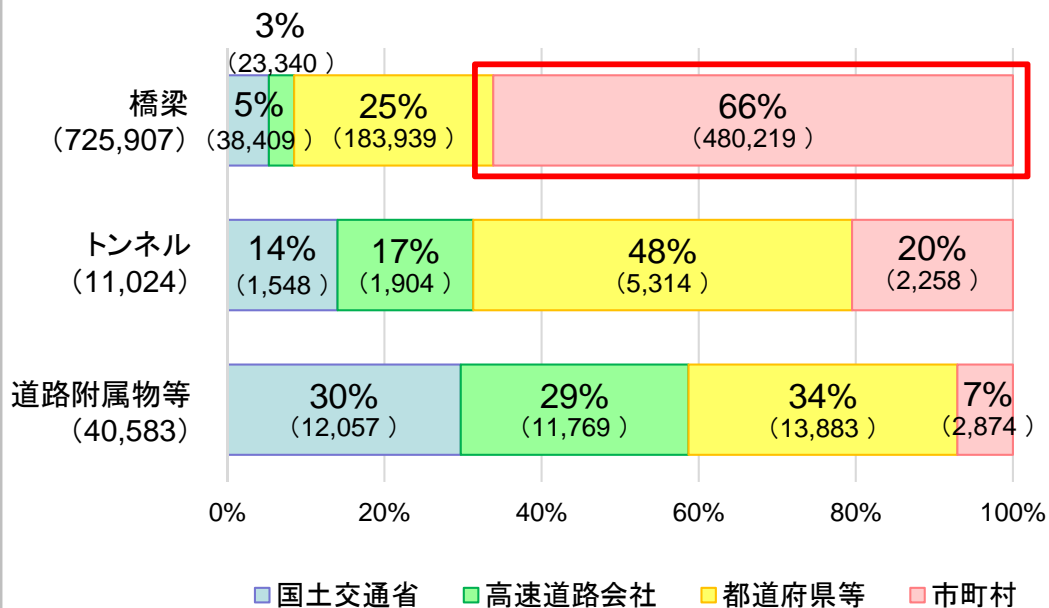


※このほかに、市町村が管理する2mから15mの橋梁を主として、建設年度不明橋梁が約23万橋存在

# 管理者別の管理施設数・通行規制等橋梁数の推移

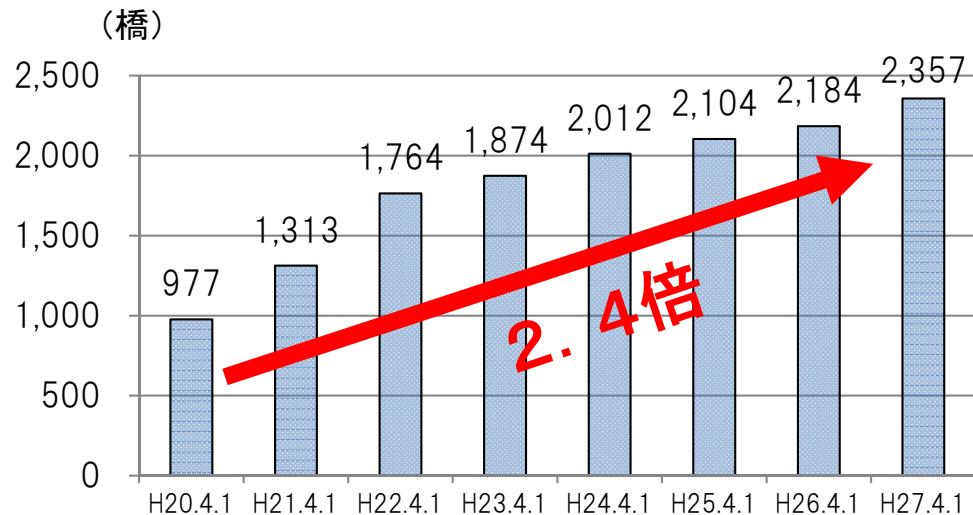
- 全国約73万橋のうち、約7割の48万橋を市町村が管理。
- 地方公共団体管理橋梁では、近年通行規制等の数が大幅に増加。

## 管理者別の施設数



※市町村は特別区含む  
【出典】道路局調べ(H27.12時点)

## 通行規制等橋梁数の推移



※東日本大震災の被災地域は一部含まず  
※数値は各年度毎の通行規制等の発生件数

【出典】道路局調べ(H27.4)

# 省令、告示、定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。  
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

## 法令・定期点検基準の体系

道路法

H25.9.2施行

政令

・維持、点検、措置を講ずることを規定

省令・告示

・トンネル、橋及び、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれのあるものについて定期点検を規定  
 ・5年に1回、近接目視を基本として実施  
 ・健全性の診断結果を、4段階に区分

(トンネル、橋などの構造物)  
 構造物に共通の規定

H26.7.1施行

定期点検要領

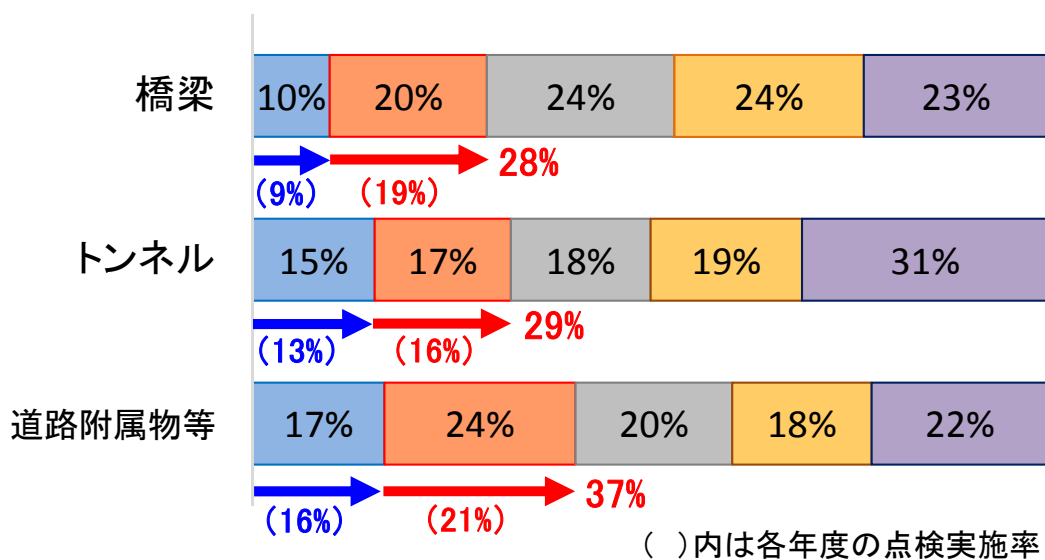
・構造物の特性に応じ省令・告示に沿った具体的な点検方法  
 ・主な変状の着目箇所、判定事例写真等

(トンネル、橋などの構造物)  
 各構造物毎に策定

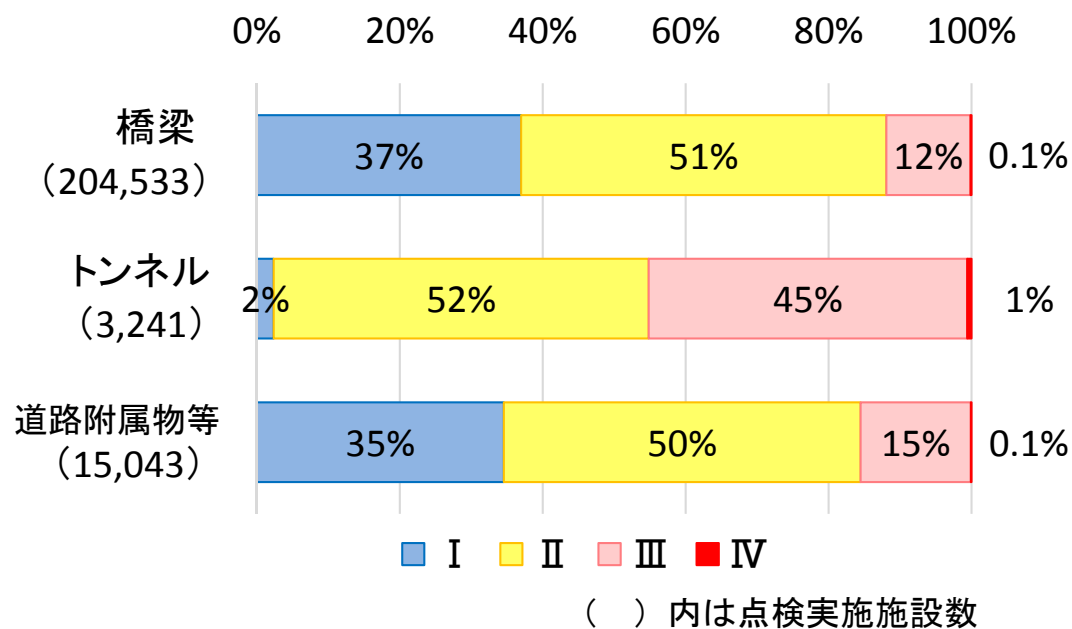
# 橋梁等の平成26・27年度点検結果

- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26・27年度で橋梁 約28%、トンネル約29%、道路附属物等 約37%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約12%は早期に修繕が必要。

## 点検計画と点検実施率



## 点検結果(H26・27累計)



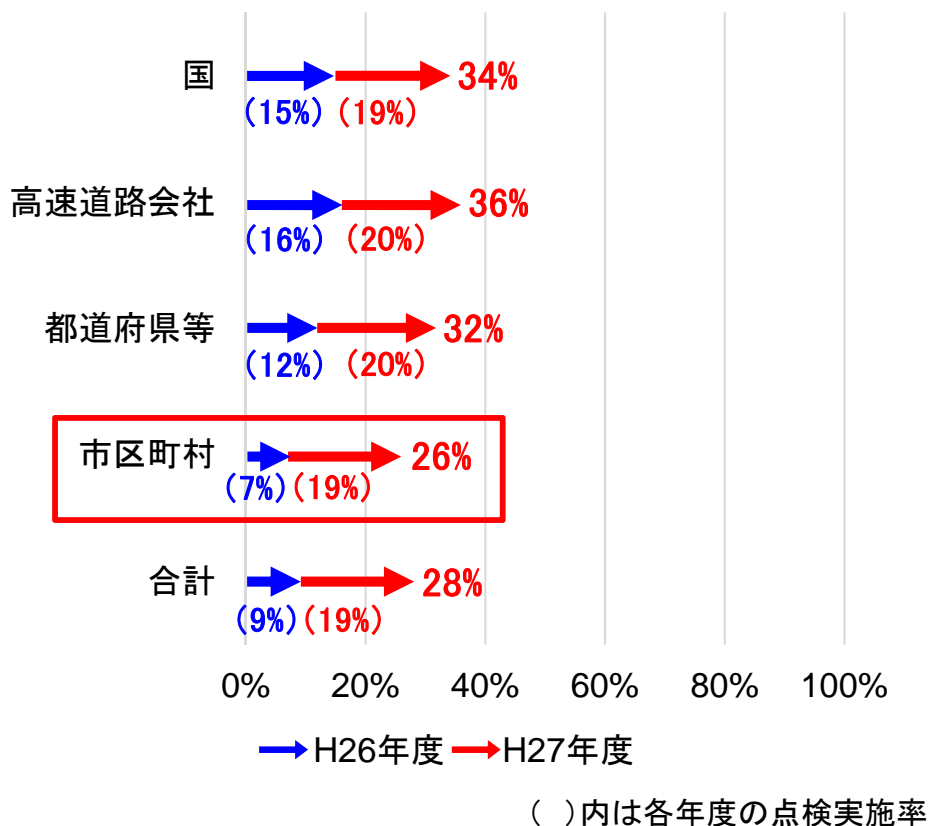
- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

# 橋梁等の平成26・27年度点検結果

- 道路メンテナンス会議等の支援策により、市町村の点検実施率は約7%(H26) ⇒ 約19%(H27)と大幅に増加。
- 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約29%。うち、約22%は早期に修繕が必要。

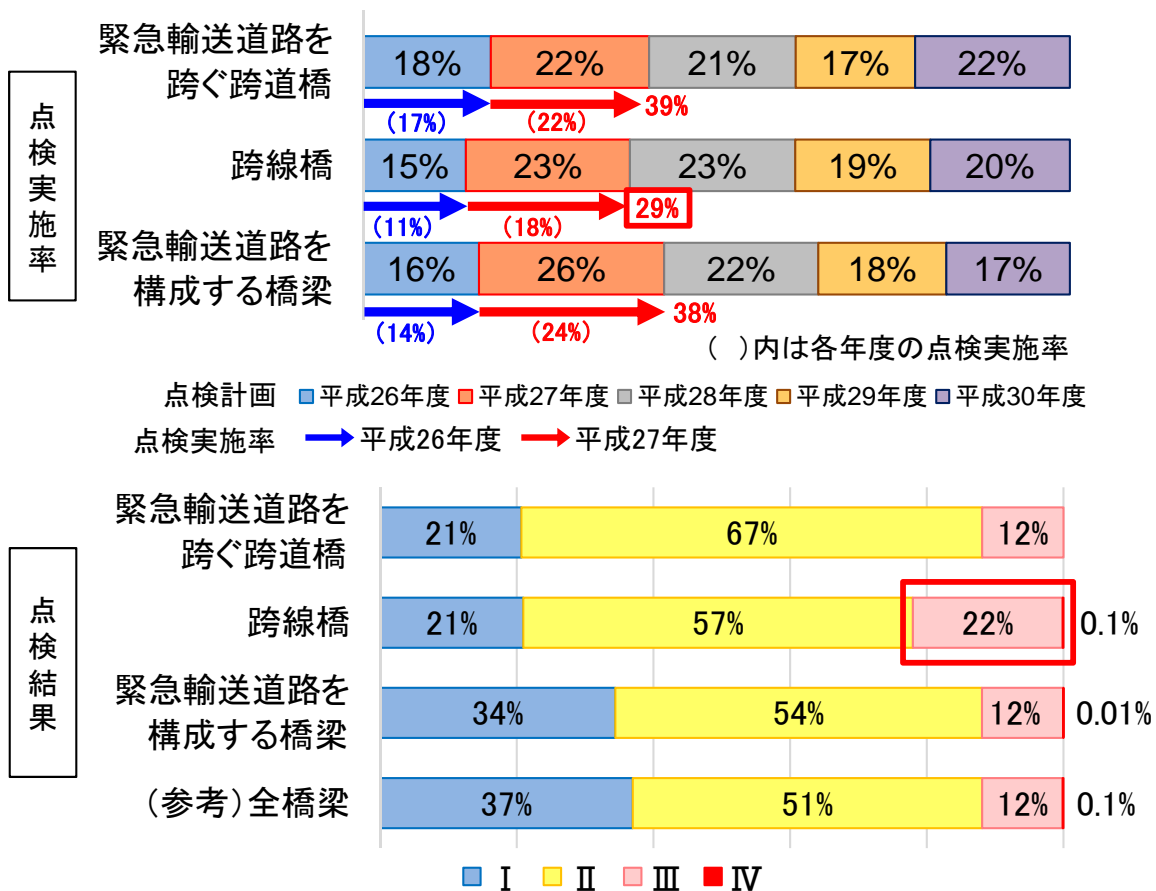
## 管理者別点検実施率

2年目で市町村においても定期点検が定着



## 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率及び結果

跨線橋における対策が急務



## 背景・目的

- 平成27年度点検結果から、**跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準**
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、**鉄道との協議には時間がかかるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要**
- 平成28年3月、踏切法改正の附帯決議に「**点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、仕組みを構築すること**」と記載

## 道路法施行規則の一部を改正

- 道路法施行規則第4条の5の5において、道路管理者が従うべき道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項が定められている。
- 付帯決議を踏まえ、当該基準に、**道路管理者は、鉄道事業者との協議により、あらかじめ、跨線橋の維持又は修繕の方法を定めておくべき旨を追加する。**

公布 平成28年10月予定

施行 平成28年12月予定

協議の内容を  
具体化

## 通達の発出(検討中)

- 平成27年3月に道路管理者と鉄道事業者が跨線橋の点検についての協議を行い、5年間の点検計画を作成。現在、これに基づいて点検を実施しているところ。
- 今回の通達により、**この点検計画に加え、修繕工事の計画についても協議を実施。**
- 点検、修繕の実施時期や緊急時の対応等、あらかじめ協議すべき具体的な内容を周知。
- 協議の実施にあたり、道路管理者と**鉄道事業者等をメンバーとする会議を設置。**



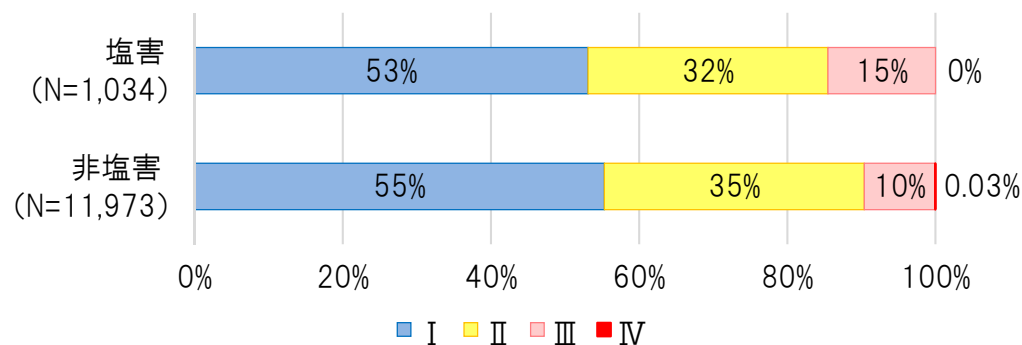
# 今後のデータ分析・活用の事例

- 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著。
- 凍結防止剤の散布量が多い橋梁では、散布量が少ない橋梁に比べ、判定区分Ⅱ、Ⅲの割合が高い傾向にある。

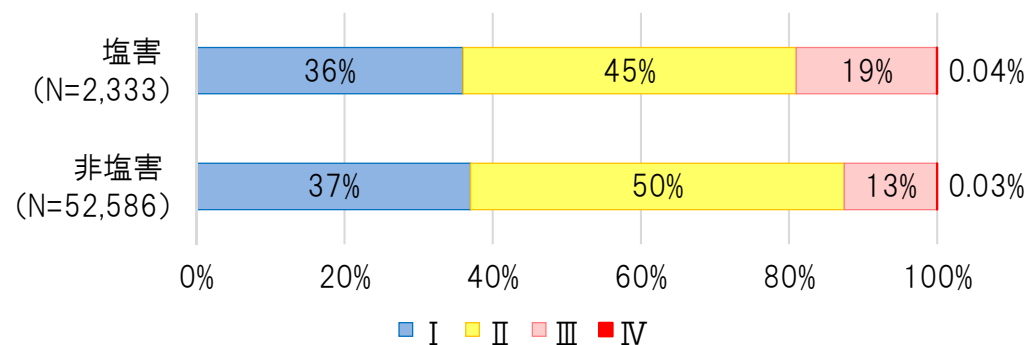
※塩害の影響地域の区分は道路橋示方書を参考に設定

※凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する路線における平成26年度の散布量をもとに算出

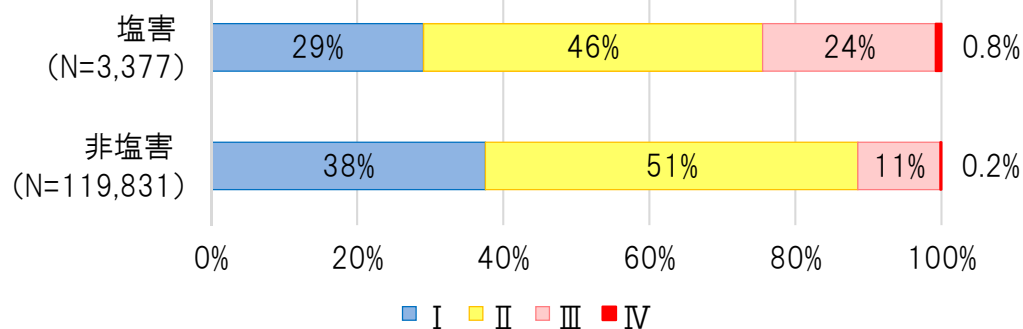
### 塩害の影響(国)



### 塩害の影響(都道府県・政令市等)



### 塩害の影響(市町村)



### 凍結防止剤の影響(国)

